

CONTENTS

- 企業法務コラム そのGoogle口コミ「ステマ」規制違反かもしれません
- 顧問チャット活用事例 期間限定の値引きキャンペーンに関するご相談
- グレイス・ニュース 入所のご挨拶

TOPICS  企業法務コラム

そのGoogle口コミ「ステマ」規制違反かもしれません

弁護士
柏木 孝介



皆様も、顧客から「Googleマップで検索したら、こちらが表示されたので調べてみました」「Googleマップの評価が高かったので信頼できました」と言われたことはございませんでしょうか。

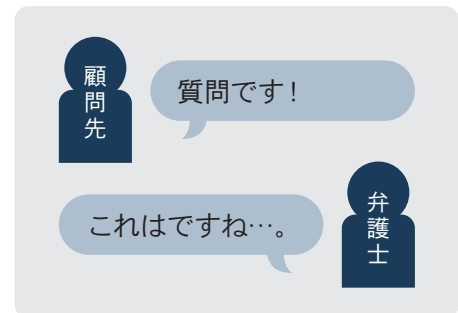
近年は、Googleマップを利用して近隣の施設を検索する方法が一般的になりつつあります。また、Google口コミは誰でも書き込み可能なことから、比較的客観性のある評価であることが期待でき、評価が高い事業者に対して、顧客はそれなりの信頼感を抱くことが出来ます。他方で、口コミ数が少ない場合、低評価の口コミが悪目立ちしてしまうという問題点もあり、事業者としては、顧客からの問合せの促進のために高評価の口コミを集めるべきといえます。

もっとも、令和5年10月1日から始まった景品表示法に基づく「ステルスマーケティング規制」にご注意いただく必要があります。同規制は、広告であるにもかかわらず、広告であることを隠すこと（いわゆる「ステルスマーケティング」や「ステマ」といわれるもの）を制限するものです。現に、令和6年6月7日には同規制に基づく初の措置命令が下されており、コロナワクチンの接種事業などを展開する内科医院が「Googleマップの口コミに星5を付けたら割引き」といった施策を実施していたことが実名と共に公表されました。

皆様もGoogleマップの口コミを依頼する際には、利益提供をしない（或いは広告と明記する）ようにご注意ください。

オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php

STEP

2

グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: kigy@grace-law.jp

STEP

3

グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.
58

期間限定の値引きキャンペーンに関するご相談



相談者
X社様

当社はテイクアウト食品の小売をしていますが、周年キャンペーンとして以下のようなことを検討しています。

- ・ キャンペーン告知はInstagramで紹介・実施
- ・ 当社のInstagramの投稿に、いいね+フォローをしていただいたお客様の中から一定人数が当選する
- ・ 当選者には、弊社の特定の商品について、割引チケットを贈呈する

結論から言いますと、本件は「オープン懸賞」に該当しますので、景品表示法上の問題はありません。

オープン懸賞とは、取引に付随しない方法で懸賞により経済上の利益を提供することをいいます。オープン懸賞で提供できる賞金・景品等の金額についての制限はありません。「取引に付随しない」という点がポイントです。例えば、次のような条件があると「取引に付随する」ことになります。

- ・ 御社の商品を購入する
- ・ 御社の店舗に来店する

ウェブサイト等で企画内容を広く告知し、商品・サービスの購入や来店を条件とせず、ウェブサイト等で申し込むことができ、抽選で金品等が提供される企画には、景品規制は適用されません。

本件は、御社の公式Instagram上で全て完結しますので、景品表示法の適用がないことになります。



回答した弁護士

弁護士
播摩 洋平

| 入所のご挨拶

弁護士
竹井 一真

2016年から弁護士として活動し、「より創造的に、よりアグレッシブに、より専門的に」を理念に掲げ、日々の業務に取り組んでおります。

クライアントから託された問題を解決するには、単に法律論をもちだすだけでは十分ではございません。実際には、人に寄り添う優しさや、直面する課題に立ち向かう忍耐力が必要となります。また、既存の価値観にとらわれない創造的な法的思考力や、障壁を打破する突破力も求められます。私はこれらの要素を常に意識し、日々努力していくことを大切にしております。

「弁護士に依頼する」という重要なご決断をされた方々から託されたミッションをやりとげ、ご不安を解消し、さらには社会に貢献できるならば、これ以上の喜びはございません。お困りのことがあれば、まずは勇気を持ってご相談ください。いただきましたご相談が問題解決への大きな一歩となるよう、全力で対応させていただきます。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

役員の任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- 役員の任期満了時期が把握できていない
- 役員の再任登記を怠ったことがある
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできません。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00

※緊急案件については土日でもご対応
できる場合があります



弁護士法人グレイス
mail: info2@grace-law.jp
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉
〒105-0012 港区
芝大門 1-1-35-4 階
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉
〒651-0088 神戸市
中央区小野柄通 5-1-27-2 階
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉
〒812-0011 福岡市
博多区博多駅前 4-2-1-7 階
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉
〒860-0801 熊本市
中央区安政町 8-1-6-4 階
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉
〒890-0046 鹿児島市
西田 2-27-32-4-7 階
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉
〒850-0033 長崎市
万才町 7-1-8 階
Tel 095-895-5557